

第1章 はじめに

1 我が国の高齢化の状況等

我が国が高齢化社会であると言われて久しい。犯罪白書においても、その平成3年版で、「高齢化社会と犯罪」と題する特集を組み、その序説で、「現在、我が国においては、世界でもまれにみるほど急速に高齢化が進みつつあり、近い将来必ず迎えることが予測される極めて高度に高齢化した社会を可能な限り充実したものとするため、多くの分野において、いろいろな努力がなされている。」と述べているように、既に25年前から高齢化の進行が犯罪や犯罪者処遇に及ぼす影響について注視したが、平成28年版高齢社会白書によれば、17年には、我が国の高齢化率が先進諸国の中で最も高い水準となり、以後、諸外国と比較しても例を見ない速度で高齢化が進行している。

本報告において高齢犯罪者の動向を概観した20年間において、高齢化の進行は顕著であり^(*1)、平成28年9月15日現在の日本国内の65歳以上の人口は約3,461万人で、総人口の27.3%を占め、うち女性については、65歳以上人口が女性の総人口の30.1%を占めて、いずれも過去最高を更新するとともに、先進国中で最も高い水準となっている（総務省資料による。人口はいずれも推計である。）。平成28年版高齢社会白書は、今後も、高齢者人口は、54年まで増加を続け、少子化ともあいまって、72年に、高齢化率は39.9%にまで達するとの見込みを示している。

刑事司法の分野においても、平成17年以降、刑法犯全体の検挙人員が年々減少しているにもかかわらず、高齢者による犯罪の検挙人員が急速に増加しており、さらに、高齢入所受刑者に占める再入者の比率や高齢出所受刑者の2年以内再入率も他の年齢層に比べて高い。

また、高齢者と並んで犯罪者の処遇等に配慮を要する精神障害者数^(*2)についても、高齢者と同様、増加傾向にあることが報告されている。すなわち、平成28年版障害者白書によれば、外来（入院していない）の精神障害者の数（推計）が26年には約361万人に達し、8年（約186万人）^(*3)と比べると、ほぼ倍増している^(*4)。

(*1) 総務省発表によれば、平成8年に高齢者数が約1,901万7,000人（全人口に占める高齢者の割合15.1%）、そのうち女性は約1,116万9,000人（全女性人口に占める高齢者の割合17.4%）であったのが、27年には、それぞれ約3,342万1,500人（全人口に占める高齢者の割合26.3%）、約1,901万5,700人（全女性人口に占める高齢者の割合29.1%）まで増加している。

(*2) 精神障害者の数は、ICD-10の「V 精神及び行動の障害」から知的障害（精神遅滞）を除いた数に、てんかんとアルツハイマーの数を加えた患者数である。

精神障害のある者による犯罪についても、検挙人員が増加傾向にあるほか、刑事施設への入所受刑者全体における再入者の比率よりも、精神障害のある者における再入者の比率の方が高い傾向が見られる。

また、法務省矯正局が、平成26年末時点で60歳以上の受刑者のうち、層別無作為抽出法により選定した者を対象に改訂長谷川式簡易知能評価スケールを実施し、調査したところ、65歳以上の高齢受刑者のうち、認知症傾向があるものが1,100人いると推計されるなど、支援を必要とする高齢又は障害を有する受刑者が多数収容されており、処遇上更なる配慮が必要となっている。

2 法務総合研究所等の先行研究

これまでも、法務総合研究所は、高齢者又は障害のある者による犯罪に関連する研究を行ってきた。前出の平成3年版犯罪白書では、我が国における成人犯罪のうち、主として中高年齢層の者の犯罪に焦点を絞り、その動向、特質、背景を明らかにすることにより、30代から上の年齢層の被疑者については、被疑者の年齢層が高くなるほど、検察官による起訴猶予処分の割合が高まっていること、被告人の年齢層が高くなるほど、窃盗及び詐欺の実刑率が高くなっていること、我が国の受刑者の高齢化は、60歳以上の者の人口構成比が我が国よりも高い英国、ドイツ及びフランス等の諸外国と比較してもはるかに進んでいること等を指摘し、その背景要因を60歳以上の高齢受刑者の人員及び構成比の急激な増加によると分析した。

また、平成19年3月に発刊した研究部報告37「高齢犯罪者の実態と意識に関する研究—高齢受刑者及び高齢保護観察対象者の分析—」では、高齢者犯罪に関し、各種統計資料に基づいてその動向を明らかにしているほか、高齢の受刑者及び保護観察対象者に対する意識調査等の特別調査について報告している。刑法犯検挙人員に占める高齢者が、近年、数の上でも、刑法犯検挙人員全体に占める割合の上でも増加の一途をたどっており、刑法犯検挙人員に占める高齢者の割合は、昭和61年には2.6%であったが、平成17年には10.9%と約4倍に上昇していること、罪名別に見ても、窃盗等の財産犯のみならず、様々な罪名において高齢者が増加していることなどを明らかにしたほか、特別調査の結果により、高齢受刑者の中には、経済的に困窮している者や健康上の問題を抱えている者が少なくなく、身体・精神機能の衰えにより精神的な

(※3) 平成17年版障害者白書による。

(※4) 入院の精神障害者数は、平成8年(約38万人、平成14年版障害者白書による。)と比べて、26年(約31万人、平成28年版障害者白書による。)は減少している。

不安定感が増していること、高齢仮釈放者の中には、受刑によって家族との関係が不安定になった者がいることなどを示した。

さらに、平成20年版犯罪白書では、高齢犯罪者の実態と処遇について特集を組み、高齢者の刑法犯検挙人員のうち、窃盗、遺失物等横領、傷害・暴行の増加傾向が著しいこと、罪名ごとの特徴として、傷害・暴行では、激情・憤怒にかられ、頑固さやプライドなどを背景として犯行に及ぶ傾向にあること、殺人では、社会の高齢化に伴い、介護疲れの結果、親族を殺害した事犯が多いことなどを指摘した。

加えて、平成26年版犯罪白書では、窃盗事犯者と再犯に関する特集の中で、高齢者の窃盗事犯者についても分析しており、高齢者の窃盗による検挙人員が25年は6年に比べて約4.5倍と高齢者人口の増加をはるかに上回る勢いで増加していること、窃盗による入所受刑者に占める高齢者の割合は、初入者、再入者共に上昇傾向にあること、窃盗による出所受刑者の2年以内再入率は、仮釈放者においても満期釈放者においても、おおむね高齢者の方が50歳未満の年齢層よりも高い傾向にあることなどを明らかにしている。また、男性の場合、家族関係を含め、周囲との対人関係が疎遠で、社会的に孤立していることが、窃盗事犯に至る背景の一つであることを指摘した。

他方、精神障害のある者については、平成26年3月に発刊した研究部報告52「知的障害を有する犯罪者の実態と処遇」において、知的障害を有する受刑者に関する特別調査の結果について報告している。同特別調査においては、知的障害を有する受刑者は、生活環境に関する負因を抱えている者が多いこと、全般的に再犯期間が短い傾向があることなどが明らかにされている。また、再犯期間の長短に関わる様々な要因について分析するとともに、刑事施設における処遇状況及び特別調整の実施状況について報告しており、特別調整の対象とすることが望ましい者であっても、本人が希望しないなどの理由により、相当数の者が通常的生活環境調整に移行していることが明らかにされている。

3 高齢者又は障害のある者による犯罪等への対応

平成18年に実施した特別調査等により、高齢又は障害により、自立が困難で身寄りがなく、福祉的支援が必要でありながら適切な支援を受けることができないままに刑務所を出所し、円滑な社会復帰を果たす上で困難な状況に陥っている者が少なからず存在することが明らかになったことから、こうした状況を改善するため、21年度から、法務省と厚生労働省の連携により、高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先のない受刑者等に対して、釈放後速やかに福祉

関係機関等による適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるようにするための特別の手続（特別調整）が開始された。

また、平成15年に設置された犯罪対策閣僚会議においても、再犯防止対策の重要性が認識され、22年、同会議の下に「再犯防止対策ワーキングチーム」が設置され、高齢・障害等の特定の問題を克服するための支援などの喫緊の課題について省庁横断的な検討が加えられるようになった。

さらに、平成24年7月には、犯罪対策閣僚会議において、「再犯防止に向けた総合対策」（以下「総合対策」という。）が策定され、高齢又は障害のため、自立した生活を送ることが困難な者に対し、刑務所等、保護観察所、福祉関係機関等の連携の下、地域生活定着促進事業対象者の早期把握及び迅速な調整により、出所等後直ちに福祉サービスにつなげる準備を進めるとともに、帰住先の確保を強力に推進するものとされるなどの方針が盛り込まれ、総合対策に基づき、特別調整が着実に実施されるとともに、検察・矯正・更生保護において、支援を必要とする高齢者又は障害のある者に対し、様々な施策・取組が展開されるようになった。

4 本研究の目的及び報告書の構成

過去の高齢者犯罪全般を対象とする研究からも期間が経過し、この間、高齢者の人口も高齢者による犯罪も増加を続け、これに対応する施策・取組も進展している。一方、障害のある者による犯罪については、これまでその実態が十分に明らかにされてこなかった。そこで、今般、高齢者及び精神障害のある者による昨今の犯罪動向、これらの者に対する支援の中核となる特別調整を始め、社会復帰支援の実情を明らかにするために本研究を実施し、その成果を本報告書で示すこととした。

本報告書は、大きく4つのパートから構成される。第2章では、高齢者及び精神障害のある者による犯罪等の動向、犯罪者の属性等を明らかにする。その際、高齢犯罪者については、ここ数年、人員の増加が顕著である70歳以上の者と女性とを区分し、また、精神障害のある犯罪者については、知的障害を有する者と知的障害以外の精神障害を有する者に区分するとともに、更に可能な範囲で女性を区分して、各種統計資料により、その犯罪・再犯の実態を明らかにする。第3章第1節及び第2節では、こうした動向分析によって明らかとなる高齢犯罪者及び精神障害のある犯罪者の特性を前提とし、入所中あるいは出所後にどのような処遇が必要とされるかを踏まえつつ、検察、矯正及び更生保護における現在までの施策の実情を紹介する。さらに、第3章第3節では、イタリアの制度・取組についての調査結果を紹介する。同国は、

我が国と同様に高齢化が進んでいるところ、かねてから高齢者又は障害のある者等の福祉的支援を必要とする受刑者に対し、「拘禁に代わる措置」の制度を活用し、積極的に社会内処遇を実施する取組を行っており、我が国における受刑者に対する福祉的支援の在り方を検討する上で基礎資料とするため、同国における「拘禁に代わる措置」の運用を始めとした高齢犯罪者又は障害のある犯罪者の処遇の実情等について報告する。そして、第4章では、出所受刑者を対象に実施した特別調査の結果を基に、統計資料による犯罪の動向等の分析を補うとともに、調査人員は限られているものの、特別調整の対象となった者、すなわち、高齢又は精神障害のため支援が必要とされた者の特徴等について、特別調整を実施した者と特別調整を辞退した者とに分けて紹介する。